

# 公拡法の制度改正についてのご案内

## (生産緑地地区に指定された土地の有償譲渡に関する届出義務が変わりました。)

※公拡法：公有地の拡大の推進に関する法律

都市計画法上の生産緑地地区としての指定が継続している期間において、200㎡以上の土地の有償譲渡（売買、交換等）を行おうとする場合は、契約の3週間前までに公拡法の届出が必要です。ただし、公拡法の改正により、生産緑地法第10条に基づく買取りの申出をした者について、市から買い取らない旨の通知があった日の翌日から起算して1年間は公拡法の届出が不要となりました。詳細については開発審査課にお問い合わせください。

